

## 社団法人損害保険協会より当会への連絡

平成8年11月15日

協同組合日本接骨師会 殿

社団法人 日本損害保険協会

自動車保険部損害調査グループ

柔道整復師の施術に関する弊協会における対応を、下記のとおりご連絡申し上げます。

### 記

1. 平成8年10月23日開催の関係委員会において、交通事故治療に関し損保会社として医師の診断を求めるにあたっては、画一的・硬直的な取扱いをせず、個別・具体的事情を十分勘案のうえ、営業妨害となるような対応は一切行わないよう留意することを確認した。